

「令和8年度税制改正に関する提言」の解説

公益財団法人 全国法人会総連合

目次

はじめに

I. 税・財政改革のあり方.....	1
II. 経済活性化と中小企業対策.....	7
III. 地方のあり方.....	1 0
IV. 自然災害への対応.....	1 3
V. その他.....	1 4

《はじめに》

令和8年度税制改正提言では、我が国を取り巻く経済環境が急速に変化する中で、政府による経済・財政運営も見直しを迫られていることを指摘しました。デフレからインフレへの大きな転換点に突入し、長期金利も上昇傾向を示しています。日本銀行による異次元の金融緩和が解除され、「金利のある世界」に回帰したことで、今後は金融市場の動向にも細心の注意を払いながら経済・財政運営に臨む必要があることを明記しました。

自民・公明両党の与党が今年夏の参院選で敗退し、衆院に続いて参院でも少数与党に転落したことで、政治を取り巻く情勢は不透明感を増しています。トランプ関税の影響もまだ見通せません。こうした中で野党各党は当面の物価高対策として消費税減税を求め、これに反対した与党との間で姿勢の違いが鮮明になりました。ただ、少子・高齢化を迎えて年金や医療、介護などの社会保障に対する需要の高まりが確実視されている中で、代替財源を確保しないで社会保障財源に充てる消費税を減税した場合、地方財政に与える影響を含め、どのような問題が生じるかは分かりません。

特に社会保障を巡っては厚生年金の適用拡大を進めている最中でもあり、全国の中小企業にとって社会保険料の負担が重くなっています。さらに消費者物価の上昇を背景にして、中小企業も物価を上回る賃上げを求められている中で事業主の社会保険料負担がさらに高まれば、賃上げや雇用の確保などにも支障が出るのは避けられません。

今回の令和8年度税制改正提言は、こうした問題意識の下で財政健全化と社会保障と税の一体改革、そして中小企業の活性化策を求めたのが特徴です。政治情勢が不透明になる中で当面の物価高対策に関心が集まりがちですが、日本経済を支える中小企業の経営環境を改善するため、政府は中長期的な視点で責任ある経済運営に取り組む必要があります。



本解説は、税制委員会の議論を踏まえて策定された提言の背景などを、各会の役員・税制委員をはじめ、多くの方々に理解していただくため、税制顧問の井伊重之がポイントを絞って執筆したものです。

I. 税・財政改革のあり方

歳出が歳入を上回り、膨張する長期債務残高

日本経済は正常化に向けて着実に歩み出しましたが、リーマン・ショックや東日本大震災、そしてコロナ禍を経て長期債務残高は増え続ける一方です。政府は経済危機や大災害などに迅速に対応し、補正予算を編成するなど緊急的な財政出動を講じて来ました。問題は一度決めた財政措置が危機の去った後も姿を変えて継続されていることです。このため、我が国の歳出規模は危機のたびに増え続け、税収が増えても歳出が歳入を上回り、結局は国債頼みの硬直的な財政構造になっています（資料Ⅰ参照）。

実際、国と地方の長期債務残高は今年度末には1,300兆円を超える見通しです。この長期債務残高が国内総生産（GDP）に占める比率は、2010年度には171%でしたが、足元では200%を超える水準に達しています。これは主要先進国の中で最悪の水準であり、日本経済の持続可能性を高めるために財政健全化に向けた取り組みが欠かせません。政府は今年の「経済財政運営と改革の基本方針2025」（骨太の方針）で、25年度から26年度にかけて国と地方のプライマリーバランス（基礎的財政収支）の黒字化を目指すとしています。

PBの黒字化とは、国債費を除いた年度の財政収支を国債に依存せず、税収などの歳入が歳出を上回ることを意味します。これまでの黒字化の目標年次は25年度でしたが、補正予算の編成などでこの目標が達成できない見通しとなり、今回の骨太の方針では25年度から26年度へと事実上先送りしました。その上でPBで一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対GDP比についてもまずはコロナ禍前の水準に向けて引き下げるとの中期的な目標も掲げました。今回の提言では、こうした目標を実現させるために歳出と歳入の一体改革を進める必要があることを訴えました。

長期金利の上昇で利払い費も増加

日本銀行による超低金利政策が終焉を迎え、日本経済は「金利のある世界」に回帰しました。こうした経済の正常化に伴い、長期金利が上昇すれば、過去に発行した国債の利払いに充てる利払い費も増えることになります（資料Ⅱ参照）。財務省によると、足元で1.5%前後で推移している長期金利が28年度に2.5%まで上昇した場合、その利払い費は24年度の7.9兆円から約2倍に相当する16.1兆円に膨らむと試算しています。利払い費が急増すれば国の財政を圧迫し、予算編成にも支障が生じかねません。実際、25年度予算に盛り込まれた国債費は過去最大の約28兆2,

200億円でしたが、26年度予算の概算要求の国債費はさらに膨らんで初めて30兆円の大台に乗り、利払い費だけで13兆円に達しました。

今夏の参院選は、減税を求める野党が議席を伸ばしました。その結果、金融市場では今後の財政支出の拡大を予想する動きが強まり、債券市場では長期金利の指標となる新発10年物国債の利回りが一時、1.6%台と約17年ぶりの水準まで上昇（債券価格は下落）する場面がありました。デフレからインフレへの転換期を迎える中で長期金利が急騰したり、暴落したりするような状況は「市場からの警告」と受け止める必要があります。特に長期にわたる超低金利に慣れてしまっている我が国の場合、国債の信認低下など金融市場の変化を見逃す恐れも否定できません。

3年前に英国を襲った「トラス・ショック」は、国民の支持獲得を狙って財源を明示しないままに大規模な減税を突然表明したトラス首相が引き起こしたものでした。大衆迎合の税財政方針に対し、金融市場が財政悪化を懸念して債券と為替、株式がトリプル安を記録しました。首相は動揺した金融市場を落ち着かせるため、減税方針を撤回しましたが、金融市場の混乱は続き、首相は就任からわずか1カ月半で辞任を余儀なくされました。これは長い歴史を誇る英国の首相としては最短の任期となりました。提言では政府・与党に対し、トラス・ショックのような金融市場の混乱を招かない慎重な財政運営を求めました。

参院選で争点となった「消費税減税」

今夏の参院選では物価高対策が大きな争点となりました。自民・公明両党の与党が国民1人あたり2万円の給付金を主張したのに対し、野党各党は国民負担を軽減するためとして消費税減税を公約に掲げました。今回の提言では、国民一律の給付金や減税ではなく、支援する対象を限定した給付金で対応すべきだと主張しました。食料や日用品などの物価上昇は所得が相対的に低い層ほど影響が大きく、国民一律の給付金や減税ではかえって物価上昇を招きかねません。効果的な対策を講じるためには支援対象を絞った上で、手厚い給付が必要だと考えられているからです。

野党各党は食料品を対象に時限的な消費税減税のほか、消費税の税率そのものを引き下げたり、消費税の廃止を訴えたりする主張が目立ちました。しかし、食料品に対する消費税を廃止すれば、年間約5兆円の税収が失われます。一方で我が国では少子高齢化の進行に伴い、年金や医療、介護などの社会保障給付も急増していくことが確実視されています。政府が18年にまとめた40年度の社会保障給付の推計によると、18年度に比べて1.6倍の約190兆円になると見込んでいます（資料Ⅲ参照）。財源についても税負担が1.7倍、保険料負担が1.5倍に膨らむと予想しています。そ

うした中で社会保障４経費（年金・医療・介護・少子化対策）に充てられる消費税を減税するのは、当面の物価高対策として適切なのでしょうか。

そして消費税減税を優先する余り、安定した社会保障財源を確保できず、新たに国債を増発したり、社会保険料をさらに引き上げる可能性もあります。社会保険料の半分は事業主が負担しており、着実な賃上げが求められている中で、事業主に過度な社会保険料負担を押しつけるのは避けなければなりません。また、野党では時限的な消費税減税を公約に掲げた政党が多かったのですが、これまでも消費税率を引き上げるたびに大規模な景気対策が講じられてきました。それだけに一度下げた税率を再び上げることは簡単にできるとは思えません。こうした混乱を避けるため、提言では消費税減税には慎重な検討を求めました。

税収上振れは国民に還元すべきか

参院選では与野党が給付や消費税減税を競い合う構図となりましたが、その財源として各党が取り上げたのが「税収の上振れ分」です。特に野党は「国民から取り過ぎた税金は還元すべきだ」と減税を訴えることで、有権者の支持を獲得しました。確かに国の税収は５年連続で過去最高を更新しており、当初の見込み額を上回る水準で推移しています（資料Ⅳ参照）。しかし、そうした税収の上振れ分は本来、剰余金として国債償還などの費用に充てることが決まっています。現在の厳しい財政事情の中で、剰余金をただちに国民に還元するだけの余裕はあるのでしょうか。

２４年度の税収は７５．２兆円で、見込み額を１．８兆円上回る結果となりました。円安などを背景にした好調な企業業績で法人税収が伸び、物価上昇に伴って消費税収も押し上げられました。賃上げが進んでいることもあって所得税収も堅調に増えました。こうした税収の伸びだけを見れば、「国民に還元する」という主張が支持されるのは理解できます。ただ、その一方で歳出は税収を大きく上回る１２６．５兆円となり、その不足分は結局、国債で穴埋めしているのが我が国財政の実態です。

法人税収や所得税収は景気に左右される要素が大きく、いつまでも税収が見込み額を上回る保証はありません。その意味で税収の上振れ分は、減税のための安定的な財源とは言えません。野党各党はガソリン暫定税率の廃止法案を国会に提出しましたが、そうした恒久的な減税を実施するには、やはり恒久的な代替財源を確保する必要があります。

与野党一体で社会保障の改革論議を

今年6月に年金改革関連法が成立し、パートタイムへの厚生年金の適用拡大や働く高齢者の年金増額などが決まりました。また、改革法には基礎年金（国民年金）の保険料納付期間を現行の最長40年から45年に延長するほか、第三号被保険者のあり方についても見直す方針が付帯決議で盛り込まれました。基礎年金の底上げや納付期間の延長などは、次回の年金財政検証の結果を見て最終的に判断することとしています（資料Ⅴ参照）。

この年金制度改革は、少数与党と一部野党が国会審議の中で合意したのですが、国庫負担が半分を占める基礎年金の底上げを進めれば、年間当たり2兆円規模の新たな国庫負担が必要とされていて、ここでも消費税が果たす役割が重要になります。ただ、年金未加入期間が長く、基礎年金の受給額が月額3万円に満たない人が100万人以上いるとされており、今後は高齢女性らの低年金対策が問われます。基礎年金を底上げするだけで低年金対策が十分なのかを検証する必要もあります。

基礎年金の底上げや基礎年金の納付期間の延長に対しては、利害関係者の意見が対立する課題でもあります。特に年金制度は老後生活にも直結するだけに与野党が一体となって建設的な議論を深め、国民の理解を得る必要があります。年金制度は数十年にわたって安定して運営されなければなりません。このため、提言では与野党が党派の対立を超えて協議することを求めました。そこでは国民の幅広い関心を集めるために年金加入者や年金受給者、そして事業主代表など幅広い関係者も参加して意見を集約する取り組みも必要でしょう。

社会保険料を子育て支援に充てる「隠れ増税」

政府は23年末、国と地方を合わせて28年度時点で年3.6兆円を少子化対策に充てるとする「こども未来戦略」をまとめました。3.6兆円の財源のうち、医療保険に上乗せして徴収する支援金制度で1.0兆円を賄うことになりました。政府は一部高齢者の窓口負担の見直しなどで社会保険料の上昇を抑えるほか、賃上げもあるので現役世代にとって実質的な負担増にはならないと説明してきました。支援金制度は26年度から約6,000億円の徴収を始め、段階的に1兆円まで引き上げる予定です（資料Ⅵ参照）。

支援金制度は所得制限を撤廃した児童手当などの予算に充てられますが、こうした子育て支援は本来、国民が等しく負担する消費税で賄うべきです。実際、消費税は社会保障に充てられる目的税であり、その中には年金や医療などと並んで子育て支援も含まれています。それを現役世代の負担が相

対的に大きい社会保険料で賄うのは公平性に問題が残ります。これは給料から天引きされる社会保険料から徴収することで、新たな負担増に対する反発を抑えるものです。「取りやすい所から取る」という典型的な手法であり、提言では「隠れ増税だ」として批判しました。

現役世代に対する社会保険料の負担は重くなるばかりです。主に中小企業の従業員とその家族が加入する協会けんぽの場合、2000年の保険料率は22.7%（これを労使で折半）だったのですが、25年には29.9%（同）と上昇しています。そして内閣府などの将来推計によると、40年度には32.6%（同）にまで上がる見通しですが、今回の支援金制度の創設でさらに保険料率が高くなる恐れがあります。事業主分と合わせて負担増が続く社会保険料を軽減する取り組みが急務と言えます。

マイナンバー活用で行政事務の効率化推進を

国民1人ひとりに固有の番号を割り振るマイナンバー制度は、デジタル化時代の社会インフラです。すでに主要な先進国では同様の制度が整備されており、国や地方自治体が行政の効率化に向けて推進するDX（デジタル・トランスフォーメーション）には不可欠な仕組みです。このため、提言では個人情報保護を徹底しつつ、行政事務の効率化などで具体的な効用を示すことで、国民のマイナンバーカード利用の拡大を促すことを求めました。

すでにマイナンバーカードの国民の保有率はほぼ8割、発行枚数は9,850万枚を超えましたが、マイナンバーカードと健康保険証を組み合わせたマイナ保険証の利用率は3割程度に過ぎません。紙の保険証の新規発行は昨年終了し、今年8月からは後期高齢者医療などの加入者は従来の保険証が使えなくなりました。保険証の代わりとなる資格確認書で保険診療は継続して受けられますが、高齢者を含めた多くの人にマイナ保険証を利用してもらう必要があります。

今年4月にはマイナンバーを活用し、預貯金口座を効率的に管理する「預貯金口座管理制度」も始まりました。この制度は任意加入ですが、マイナンバーと預貯金口座を紐付けることで相続や災害時の手続きを簡略化することができます。また、与党と一部野党で導入に向けた協議が始まった給付付き税額控除についても、この仕組みを本格的に導入するためには世帯所得を正確に把握する必要があります。その際にはマイナンバーとすべての預貯金口座を紐付けることを義務化する案なども検討課題となりそうです。

「官民」とは名ばかりの官民ファンド

官民ファンドは本来、単年度ベースの国の予算で対応できない、複数年度で長期的な事業を運営するため、国と民間企業が共同で出資してきました。しかし、官民が折半出資するのはファンドの設立当初だけで、数年後には事業の損失を穴埋めするために国の出資比率が高まって民間の出資比率を大きく上回り、事実上の政府ファンドとして運営されている事例が多くを占めていることが分かっています。また、政府の出資金は財政投融资が中心で財政当局や国会による監視が届きにくい構造にあります。

この官民ファンドについて会計検査院が調査したところ、14の官民ファンドが累積赤字を抱え、特に業績が悪化している4つのファンドの累積赤字だけで1,600億円を超えていることが分かりました。このまま事業を継続すれば、さらに赤字が増えると見込まれており、官民ファンドの事業運営や組織体制の再構築が求められています。

国土交通省が管轄する官民ファンドの場合、日本の新幹線技術を活用して米国の高速鉄道事業への参加を目指してきました。しかし、運営母体の現地企業が投資資金を集められず、最終的に官民ファンドもこの企業に対する支援を撤回し、投融资してきた417億円を損失として計上しました。それでもこの官民ファンドは廃止を免れましたが、赤字を生み出す官民ファンドは、厳しく存廃の判断を下す必要があります。

Ⅱ．経済活性化と中小企業対策

厳しい経営環境が続く中小企業

地域経済と雇用の担い手として役割が大きい中小企業ですが、その経営環境は依然として厳しい状況が続いています。原材料費やエネルギー価格が軒並み上昇し、円安も加わって経営コストは確実に上がっています。また、全国的に人手不足感が強まっており、最低賃金の大幅な引き上げや賃上げに対応できずに人材を確保できない地方の中小・零細企業の倒産も増加傾向を示しています。中小企業の中では大企業に比べてサービス関連の景況感が悪化しており、業種別の経常利益の推移を見ると、小売業や宿泊・飲食業、運輸業などの労働集約型産業は他産業に比べて利益水準が低下しています。

こうした状況を打開するには、IT（情報技術）などを駆使して労働生産性を引き上げ、より付加価値が高い業種に転換したり、独自技術を活用した新たな商品やサービスを生み出すなどの取り組みが欠かせません。実際に企業規模別の労働生産性を見ると、一貫して中小・零細企業は大企業に比べて労働生産性が低い水準で推移しています。特に小売業・飲食業の労働生産性は際立って低く、その生産性の向上は企業の存続を左右する大きな経営課題とされています。提言でも省力化やIT化などの設備投資に対する支援措置の拡充を求めました。

日本銀行による異次元の金融緩和が終わり、「金利のある世界」に回帰した中で、大企業に比べて借入金に対する依存度が高い中小企業にとって銀行の貸出金利の引き上げは経営を大きく圧迫する要因にもなります。地方銀行は地域経済を活性化させる視点を持ちながら、取引先である中小企業の経営戦略と一緒に立案し、自治体などとも連携しながら関係構築に努める必要があります。

大企業を上回る中小企業の労働分配率

日本経済がデフレ期からインフレ期に大きく転換する中で、今年の大企業の定期昇給を含む賃上げは、5.25%と高い水準で決着しました。これは33年ぶりの高水準となった24年を上回る結果となり、中小企業も物価上昇を上回る着実な賃上げを求められています。特に地方の中小企業の場合、最低賃金も大幅な引き上げが続いており、深刻な人手不足で他企業に人材が流出しないように「防衛的な賃上げ」を迫られている面もあります。日本商工会議所が今年6月にまとめた「中小企業の賃金改定に関する調査」によると、中小企業の今年の賃上げ率は4.03%と高い伸びを示し、

前年調査よりも0.41ポイント高い賃上げを達成しました。従業員20人以下の小規模企業における賃上げ率も3.54%に達しました（資料Ⅶ参照）。

しかし、企業が生み出した付加価値のうち、給料や賞与などの人件費に回る割合を示す労働分配率を見ると、中小企業は大企業を大きく上回る水準で推移しています。これは中小企業の方が大企業よりも従業員に対する利益還元を進めている実態を示しています。昨年度の法人企業統計を元に試算すると、資本金10億円以上の大企業の労働分配率が36.8%、同1億～10億円未満の中堅企業が59.9%だったのに対し、資本金1千万円～1億円未満の中小企業では70.2%に達しています。なかでも中小企業だけが労働分配率を引き上げており、人手不足を背景にして稼ぎ出した付加価値以上を賃上げなどに充てている実態が窺えます。

実際、十分な賃上げができず、必要な人手を確保できないことで倒産する「人手不足倒産」も増えています。それだけに地域経済と雇用の担い手である中小企業の活性化は不可欠と言えます。提言では中小企業の投資促進税制や賃上げ促進税制などの拡充を求めました。企業の納税協力などに関するコストも上昇する中で、企業の事務負担の軽減も要望しました。

下請法の抜本改正で適正な価格転嫁を後押し

先の通常国会では約20年ぶりに下請法が抜本改正され、来年1月に「中小受託取引適正化法」として施行されます。大企業と取引する中小企業の適正な価格転嫁を促し、物価上昇を上回る賃上げを継続するための賃上げ原資を確保する狙いがあります。デフレ期には大企業が商品やサービスの価格を抑えてきましたが、そのしわ寄せは下請けの中小企業に強いてきました。今回の適正化法は大企業が中小企業との価格協議に応じないなど、一方的に対価を決める行為を禁じました。これまでも著しく低い対価を押しつける「買いたたき」は禁止されてきましたが、今後は価格協議を義務化し、協議に応じないことも不当な行為として禁じられます。今回の法改正を中小企業に不利な商慣習を改める契機と位置付け、大企業による不適切な取引を撲滅する必要があります（資料Ⅷ参照）。

下請法が禁じる「買いたたき」については、24年度に中小企業庁が改善指導したのは206件に及び、前年度よりも30件増えました。また、大企業と中小企業の取引状況についても、中小企業庁は703件に立ち入り調査し、584件に対して改善指導を実施しました。最近では中小企業に対する買いたたき行為が社会的にも問題視されるようになり、当局による監視も強化されています。今回の提言では中小受託取引適正化法の趣旨を生かすため、引き続き中小企業庁や公正取引委員会などの関係機関が連携し、

不正な取引の排除に努めるように求めました。

法人会が実施した「令和8年度税制改正に関するアンケート」による価格転嫁の状況を見ると、仕入れ価格やその他経費に関しては「おおむね価格転嫁できている」「多少ではあるが、価格転嫁できている」とした回答は全体の65%となりました。一方で「価格転嫁できていない」との回答も約27%にのぼり、適正な価格転嫁は引き続き中小企業にとっての大きな経営課題と言えます。また、賃上げなどに伴って増大している人件費については、全体の33%が「価格転嫁できていない」と回答しています。以前に比べれば人件費の価格転嫁も進んできた格好ですが、今後も適正な転嫁に向けて大企業などとの取引状況を監視する必要があります。

地域を支える中小企業を次世代に引き継ぐ

日本企業の99%を占める中小企業は、地域社会における雇用や技術の担い手として日本を支える重要な存在です。将来にわたってその活力を維持し、発展させていくために中小企業の事業承継は日本社会にとって重要な取り組みと言えます。中小企業経営者の年齢も高齢化の進展に伴って上昇しており、平均年齢は23年の段階で60.5歳になっています。しかし、中小企業の後継者不在状況は深刻で、事業承継が進まずに廃業が増加すれば、地域における貴重な雇用機会や独自技術・サービスの喪失が懸念されています。

民間信用調査機関の帝国データバンクの「後継者不在率動向調査」（24年）によると、後継者が「いない」あるいは「未定」とした企業は全国で約14万2千社に達し、後継者不在率は52.1%となりました。事業承継の重要性が広く知られるようになり、後継者不在率は低下傾向を示しています。一方でコロナ禍など急激な経営環境の変化で事業承継を中断したり、後継者候補が辞退したりするケースも増えています。特に経営者が高齢の場合、承継計画の中止や取り止めのリスクも高いとされています。事業が黒字を確保していても円滑な事業承継が進まなければ、赤字に転落する前に廃業を選択する経営者も多く、税制・財政支援に加え、中小企業経営者に寄り添った相談体制などの構築も欠かせません（資料Ⅹ参照）。

提言では円滑な事業承継を促すため、事業用資産を一般資産と切り離し、一定の条件下で事業用資産の評価減を認める欧州並みの制度を創設するように引き続き求めたほか、取引相場のない株式に対する評価のあり方についても見直すように訴えました。また、相続税・贈与税の納税猶予制度の特例措置の期限が近づく中で、特例措置を延長したり、あるいは一般措置に戻った場合でも適用要件を大幅に緩和するように求めました。中小企業が相続税負担で事業承継できない事態になれば、サプライチェーン（供給網）

存続の障害にもなりかねません。中小企業の事業承継は政府と地方自治体が緊密に協力することが重要です。

インボイス制度をめぐる特例措置の延長を

社会保障制度の安定財源と財政健全化に欠かせない消費税については、単一税率が望ましいとの見解を改めて主張しました。食料品などを対象とする軽減税率制度は、中小企業の事務負担を増やすだけでなく、簡素な税制から逆行し、円滑な税務執行や税収確保の面からも問題が多いと指摘しました。その上で消費税は低所得者に対する逆進性が高いという点を考慮し、低所得者対策としてはマイナンバーなどを活用し、「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが望ましいと指摘しました。

インボイス（適格請求書）制度に関しては、事業者の事務負担が重くなったり、免税事業者などが取引から排除されて休廃業に追い込まれることがないように弾力的な対応を求めました。また、免税事業者からの課税仕入れにかかる経過措置は、80%控除が可能な経過措置の期限が令和8年9月末に迫り、同年10月からは50%控除に縮小されます。小規模事業者に対する納税額にかかる負担軽減措置（2割特例）も令和8年9月末が期限となっているため、小規模事業者に与える影響を考慮して現行措置の延長を求めました（資料Ⅹ）。

消費税を減税する場合、価格の見直しや値札の貼り替え、システム改修なども実施する必要があります。消費税込みの公共料金や認可料金、診療報酬などの改定も必須で、その影響は多方面に及びます。実際に消費税が減税されても、原材料費の高騰や賃上げ原資の確保など経営判断で価格が据え置かれ、店頭価格は減税分ほど下がらない場合も想定されます。こうした実務上の理由からも消費税減税には慎重な検討が求められます。

Ⅲ. 地方のあり方

東京一極集中の是正と地方創生の推進

総務省がまとめた今年1月1日時点の人口統計によると、前年と比べた減少数が初めて90万人を超え、我が国は本格的な人口減少社会に突入したと指摘されています。そして国立社会保障・人口問題研究所が23年に公表した人口の中位推計では、2050年時点における人口が20年時点よりも多くなっていると予測されているのは東京都だけです。愛知県で1割減、大阪府では2割弱減る見通しとなっています。東京に人口が集中することで住宅需要の伸びが見込まれている中で、都内ではマンション価格

も高騰しています。こうした弊害を抱える人口の東京一極集中を是正し、地域社会に活力を生み出すことは、少子高齢化を迎えた日本の社会・経済にとって重要になっています。

そこで問われるのが地方創生です。石破茂政権が本年6月にまとめた「地方創生2.0」の基本構想は、東京圏からの地方圏に週末だけ移住するなど、都市と地方に生活拠点を持つ「2地域居住」を推進することで新たな人の流れを生み出し、地方の関係人口を増やすことを目指しています。また、国や都道府県との役割分担を進め、基礎自治体などの負担軽減を図る狙いもあります（資料Ⅺ）。都市部から地方に本社などを移転した場合に適用される地方拠点強化税制が来年3月末で期限を迎えるため、提言ではその内容を拡充することなどを求めました。

一方で地域の活性化には、地方自治体が創意工夫を凝らし、地元企業などと連携して地域の資源を発掘することが求められます。ただ、自治体で働く地方公務員が減少する中で、地域の政策立案能力などの低下も指摘されています。最近ではコンサルタント会社に地方創生事業を丸投げする事例なども見られます。外部人材の活用も重要ですが、コンサル会社に依存するばかりでは地域の構想力を高めることはできません。真の地方創生には地方独自の発想が重要です。地域資源を有効活用し、地元経済の活性化につながる青写真を自ら描く構想力を養う必要があります。

拡大する「ふるさと納税」は見直しが急務

全国の自治体が24年度に受け入れたふるさと納税の寄付額は、前年度に比べて1,553億円多い1兆2,728億円に達しました。2年連続で1兆円を超えて過去最高を更新しました（資料Ⅻ参照）。ふるさと納税は寄付額のうち、2千円を超える分が住民税などから控除される仕組みです。

「実質2千円」で寄付先の自治体から多様な返礼品がもらえるため、その人気は高まっています。しかし、総務省の調査では、ふるさと納税の仲介サイトを運営する事業者に寄付額の13%にあたる1,656億円が支払われていました。自治体間の過度な返礼品競争に加え、寄付総額の半分近くが返礼品の調達や仲介サイトに支払う手数料に充てられるなど、多くの課題を抱えています。ふるさと納税の必要経費は、寄付総額の5割以下とする基準があります。今回の提言では寄付が地域のためにより多く使われるように、仲介サイトの事務手数料などのあり方の見直しを求めました。

さらに返礼品を巡る競争が激化しているのに伴い、返礼品の産地を偽装したり、返礼品の調達額が規定を超えるなど、法令に違反する自治体も出ています。これらは過度な返礼品競争が招いた弊害と言えます。一方で高額納税者ほど納税限度額が大きく、ふるさと納税が節税の手段として使わ

れている面もあります。高額納税者の寄付には新たな限度額を設定するなどの改革が急務です。

そもそも住民税には居住自治体における自治会費のような性格があり、これをもとに自治体は住民サービスを提供しています。その住民税をふるさと納税で他の自治体に寄付の形で納税するのは、地方税の原則から逸脱しているとの指摘もあります。ふるさと納税によって大都市部は地方税の減収に直面しており、東京都では24年度に2,161億円の税収が失われました。特に最近のふるさと納税は、「官製カタログ通販」の様相を示していて、「故郷を応援したい」とする導入当初の目的から逸脱する傾向も見られます。一部の自治体だけが恩恵を被る現在の制度設計は抜本的に改め、当初の趣旨に立ち返るべきです。

改善基調が続く地方財政の課題

国の長期債務残高が増える半面で、地方の財政事情は好転しています。総務省が策定した2025年度の地方財政計画によると、自治体の財源不足を穴埋めするため、国が発行を認める臨時財政対策債（臨財債）の新規発行はゼロになる予定です。赤字地方債とも呼ばれる臨財債は01年度に始まり、ピーク時の10年度には7兆7千億円が発行されましたが、25年度には発行がなくなる見通しとなるまで地方財政は改善しました。好調な企業業績を背景にして法人関係の地方税収が増えたほか、物価の上昇でモノの値段が値上がりして地方消費税も堅調な伸びを示したことが影響しました。

また、通常の歳入に充てられる地方債についても発行額は減少しており、歳入に占める地方債の割合を示す起債依存度は、25年度で6.1%程度と平成以降では最も低い水準に低下する見通しです。これに対し、国の25年度当初予算における国債依存度は24.8%と高く、地方財政との格差が鮮明になっています。これに伴って臨財債を除く地方債の残高は、25年度末で130兆円と前年末よりも2兆円程度減少する計画です。地方財政の改善で借入金残高も減少傾向が続きそうです（資料XⅢ参照）。

しかし、財政事情は好転しても地方にはなお多くの課題が残されています。特に人口減少に伴い、地方公立病院の医師や消防団員、民生委員など地域の社会機能を維持するための人材が不足しています。老朽化するインフラの改修や更新は、自治体の専門職員や予算が不足しており、迅速な対応が困難になる事例も出ています。こうした社会的な課題を巡っては、周辺自治体が連携して広域化で対応するなどの取り組みが求められています。同時に国による効率的な支援も重要です。

Ⅳ. 自然災害への対応

サプライチェーン維持へ中小企業もBCP策定を

東日本大震災の復興政策を決める政府の復興推進本部は本年6月、2026年度からの5年間を「第3期復興・創生期間」と位置付け、この期間中に被災地向けに投じる予算規模を総額1.9兆円とする方針を決めました。東京電力福島第1原発事故に伴う復興事業を計画の中心に位置付け、1.6兆円を充てる方針です。原発事故の影響で福島県内の大熊町や双葉町など7市町村に残る帰宅困難地域では、立ち入り制限の緩和を目指して除染も進みつつあります。地域の本格的な復興のためにも幅広い範囲で除染を推進し、多くの人々が故郷に戻ることができるように官民で取り組むことが重要です。

ただ、原発事故から14年以上が経過し、復興・創生期間が新たなフェーズを迎えるにあたり、今回の提言ではこれまでの復興支援も聖域視することなく、その事業の効果を十分に検証し、予算執行の効率化などを求めました。復興推進本部の新たな方針では、心のケアや被災した子どもたちに対する支援は「真に必要な範囲」に縮小するとしています。被災地に寄り添った支援は大事ですが、これからは次代をにらんで被災地の積極的な自立を促す地場産業の復興などに重点を置いた支援が求められます。

昨年1月には能登半島地震が発生したほか、南海トラフ地震や首都直下地震など大規模地震が起きる可能性も指摘されています。災害立国・日本では大地震や台風など自然災害に対する備えが不可欠です。特に最近では災害が発生した後、迅速に事業活動が再開できるように準備しておくBCP（事業継続計画）の策定が求められています。BCPを事前に用意しておくことで、大規模災害が発生してもサプライチェーン（供給網）を維持でき、その後の復旧・復興活動にも移行しやすくなります。

しかし、中小・中堅企業の場合、大企業に比べて専門部署や専門知識を持った社員が確保できておらず、帝国データバンクの「BCPに対する企業の意識調査」（25年版）によると、中小企業のBCP策定率は17.1%（大企業は38.7%）にとどまっています。国や自治体は、中堅・中小企業などにもBCP策定を促す幅広い支援に取り組むことで、災害に強い地域づくりを進める必要があります。

V. その他

中小企業に配慮した炭素課金の制度設計を

政府は2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする「カーボンニュートラル」の実現に向け、30年度の排出量を13年度に比べて46%削減するとの目標を対外的に公約しています。そして政府は本年2月、30年度に続いて35年度に同60%減、40年度には同73%減とする新たな削減目標も追加しました。これだけ高い水準の削減目標を実現するには、中小企業を含めて日本の産業界全体で脱炭素化に向けた取り組みを加速する必要があります。

本格的な脱炭素化には、重油やガスをエネルギー源とする産業が電化するなどのエネルギー転換が不可欠です。そのためには多額の設備投資が必要となります。政府は「グリーン・トランスフォーメーション（GX）実行計画」を策定し、10年間で20兆円を発行するGX経済移行債を呼び水とし、民間に対して130兆円の脱炭素投資を促して脱炭素と経済活性化の両立を目指しています。GX経済移行債の償還財源として、カーボンプライシング（炭素課金）も導入準備が進んでいますが、提言では中小企業に過度な負担とならない制度設計を求めました。

大企業などの自社拠点内での温室効果ガスの排出削減は進んでいる中で、最近ではサプライチェーン（供給網）全体で削減を目指す動きも広がっています。取引先の中小企業の脱炭素化が遅れば、サプライチェーン内の排出削減も進まず、結果として政府の削減目標も達成できない恐れがあります。経済産業省や環境省による脱炭素に向けた補助金などの支援措置に加え、大企業と中小企業が緊密に連携し、チェーン全体で排出削減に取り組むことが重要です。

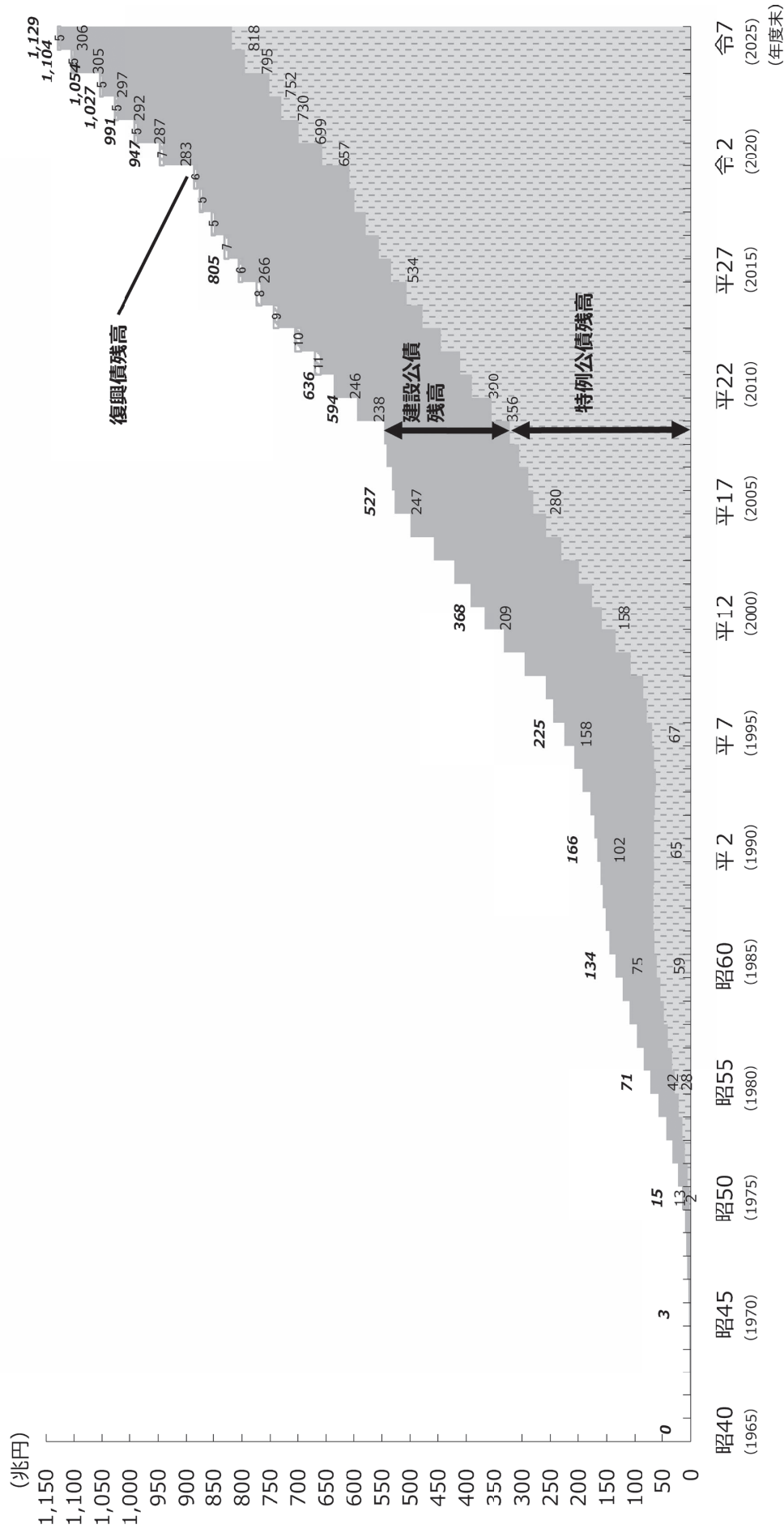
《参考資料》

- I. 普通国債残高の累増
- II. 利払い費と金利の推移
- III. 社会保障給付費の見通し
- IV. 一般会計税収の推移
- V. 年金改革法の概要
- VI. 子ども・子育て支援納付金の按分（イメージ）
- VII. 日本商工会議所の「中小企業の賃金改定に関する調査」
- VIII. 下請法の抜本改正の概要
- IX. 帝国データバンクの「全国『後継者不在率』動向調査（2024年）」
- X. インボイス特例の概要
- XI. 「地方創生2.0基本構想」（概要）
- XII. ふるさと納税の受入額及び受入件数の推移（全国計）
- XIII. 地方財政の借入金残高の状況

（注）政府公表の資料などから引用

普通国債残高の累増

○ 普通国債残高は、累増の一途をたどり、令和 7 年度末には1,129兆円に上ると見込まれています。



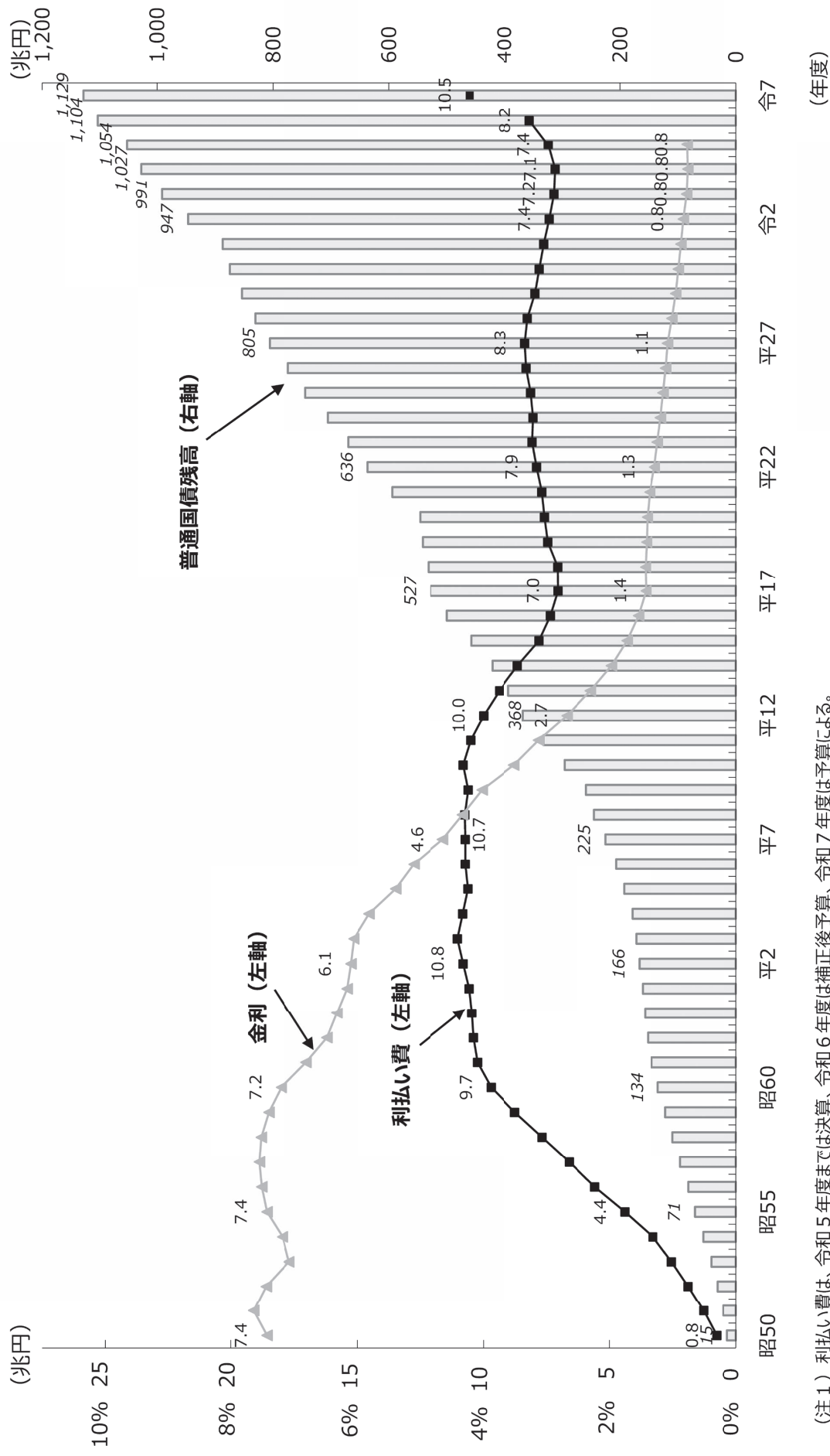
(注1) 令和5年度末までは実績、令和6年度末は補正予算、令和7年度末は予算に基づき見込み。

(注2) 普通国債残高は、建設公債残高、特例公債残高及び復興公債残高。特例公債残高は、昭和40年度の歳入補填債、国鉄長期債務、国野有林野累積債務等の一般会計承継による借換債、臨時特別公債、減税特別公債、年金特別公債、GX経済移行債及び子ども・子育て支援特別公債を含む。

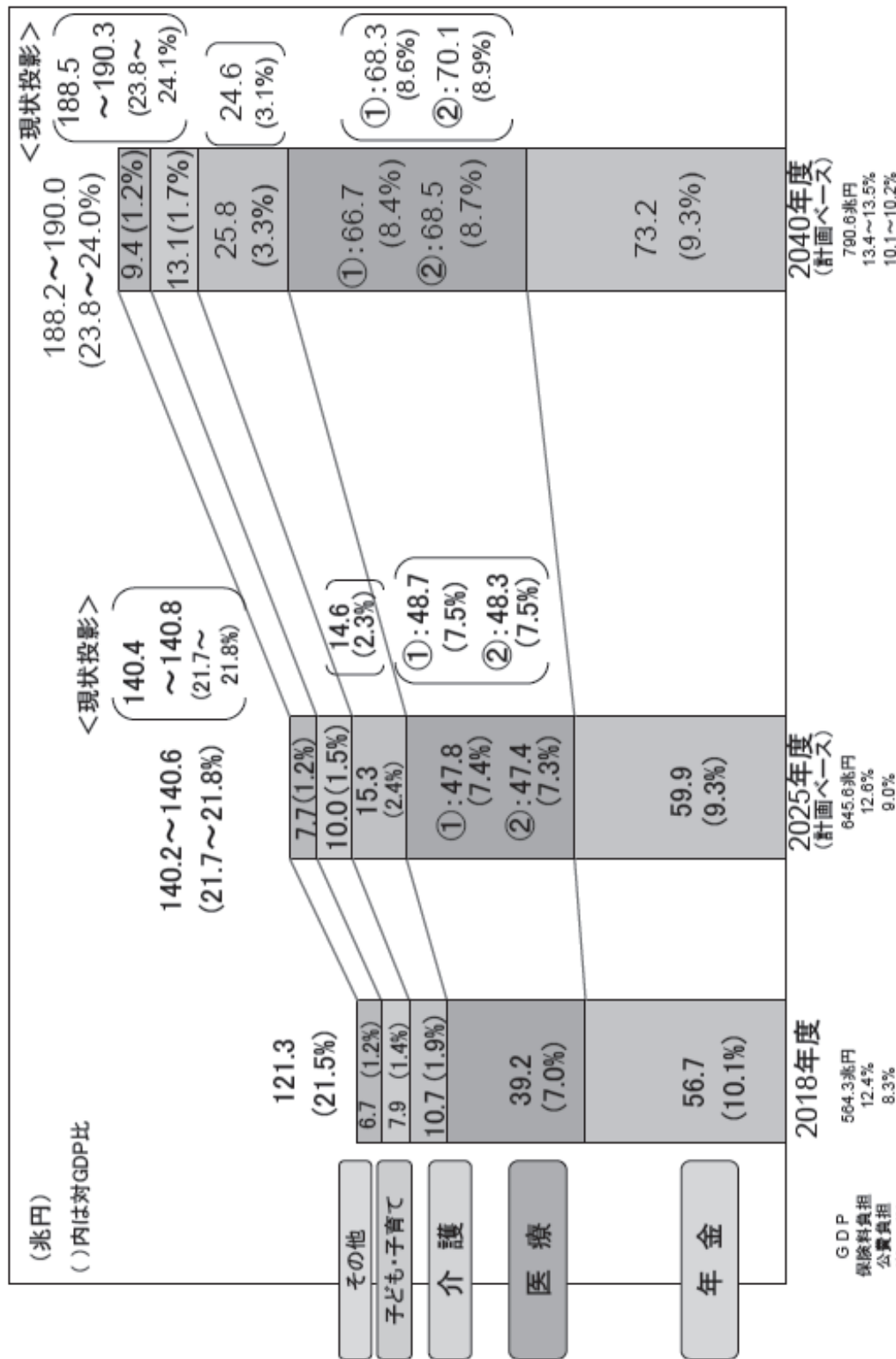
(注3) 令和7年度末の翌年度借換のための前倒借換限度額を除いた見込額は1,074兆円程度。

利払い費と金利の推移

○ 普通国債残高は1,000兆円を超えており、金利が上昇すれば利払い費が大幅に増えることになります。



社会保障給付費の見通し



(注1)医療については、単位の伸び率の仮定を2通り設定しており、給付費も2通り(①と②)を示している。
(注2)「計画ベース」は、地域医療構想に基づき(2025年度までの病床機能の分化・連携の推進、第3期医療費適正化計画による2023年度までの外来医療費の適正化効果、第7期介護保険事業計画による2025年度までのサービス量の見込みを基礎として計算し、それ以降の期間については、当該時点の年齢別人口の推定を基に機械的に計算。なお、介護保険事業計画においては、地域医療構想の進捗に向けたサービス量の増減の想定を反映し、現行の医療費見通しを基礎として算出している。)
※ 平成30年度予算ベースを足元に、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」、内閣府「中長期の経済財政に関する試算(平成30年1月)」等を踏まえて計算。なお、医療・介護費用の単位の伸び率については、社会保障・税一体改革の試算の仮定を使用。

一般會計税収の推移



年金改革法の概要

改正の趣旨

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化を図る観点から、働き方や男女の差等に中立的で、ライフスタイルや家族構成等の多様化を踏まえた年金制度を構築するとともに、所得再分配機能の強化や私的年金制度の拡充等により高齢期における生活の安定を図るため、被用者保険の適用拡大、在職老齢年金制度の見直し、遺族年金の見直し、標準報酬月額の上限の段階的引上げ、個人型確定拠出年金の加入可能年齢の引上げ等の措置を講ずる。

改正の概要

※赤字は、衆議院による修正部分

I. 働き方に中立的で、ライフスタイルの多様化等を踏まえた制度を構築するとともに、高齢期における生活の安定及び所得再分配機能の強化を図るための公的年金制度の見直し**1. 被用者保険の適用拡大等**

- ① 短時間労働者の適用要件のうち、賃金要件を撤廃するとともに、企業規模要件を令和9年10月1日から令和17年10月1日までの間に段階的に撤廃する。
- ② 常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種を解消し、被用者保険の適用事業所とする。 ※ 既存事業所は、経過措置として当分の間適用しない。
- ③ 適用拡大に伴い、保険料負担割合を変更することで労働者の保険料負担を軽減できるとし、労使折半を超えて事業主が負担した保険料を制度的に支援する。

2. 在職老齢年金制度の見直し

一定の収入のある厚生年金受給権者が対象の在職老齢年金制度について、支給停止となる収入基準額を50万円（令和6年度価格）から62万円に引き上げる。

3. 遺族年金の見直し

- ① 遺族厚生年金の男女差解消のため、18歳未満の子のない20～50代の配偶者を原則5年の有期給付の対象とし、60歳未満の男性を新たに支給対象とする。これに伴う配慮措置等として、5年経過後の給付の継続、死亡分割制度及び有期給付加算の新設、収入要件の廃止、中高齢寡婦加算の段階的見直しを行う。
- ② 子に支給する遺族基礎年金について、遺族基礎年金の受給権を有さない父母と生計を同じくすることによる支給停止に係る規定を見直す。

4. 厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引上げ

標準報酬月額の上限について、負担能力に応じた負担を求め、将来の給付を充実する観点から、その上限額を65万円から75万円に段階的に引き上げる（※）とともに、最高等級の者が被保険者全体に占める割合に基づき改定できるルールを導入する。 ※ 68万円→71万円→75万円に段階的に引き上げる。

5. 将来の基礎年金の給付水準の底上げ

- ① 政府は、今後の社会経済情勢の変化を見極め、次期財政検証において基礎年金と厚生年金の調整期間の見通しに著しい差異があり、公的年金制度の所得再分配機能の低下により基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合には、基礎年金又は厚生年金の受給権者の将来における基礎年金の給付水準の向上を図るため、基礎年金と厚生年金のマクロ経済スライドによる調整を同時に終了させるために必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、給付と負担の均衡がとれた持続可能な公的年金制度の確立について検討を行うものとする。

- ② ①の措置を講ずる場合において、基礎年金の額及び厚生年金の額の合計額が、当該措置を講じなかった場合に支給されることとなる基礎年金の額及び厚生年金の額の合計額を下回るときは、その影響を緩和するために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

II. 私的年金制度の見直し

- ① 個人型確定拠出年金の加入可能年齢の上限を70歳未満に引き上げる。
- ② 企業年金の運用の見える化（情報開示）として厚生労働省が情報を集約し公表することとする。

III. その他

- ① 子のある年金受給者の保障を強化する観点から子に係る加算額の引上げ等を行い一つ、老齢厚生年金の配偶者加給年金の額を見直す。
- ② 再入国の許可を受けて出国した外国人について、当該許可の有効期間内は脱退一時金を請求できないこととする。
- ③ 令和2年改正法附則による検討を引き続き行うに際して社会経済情勢の変化を見極めるため、報酬比例部分のマクロ経済スライドによる給付調整を、配慮措置等を講じた上で次期財政検証の翌年度まで継続する。

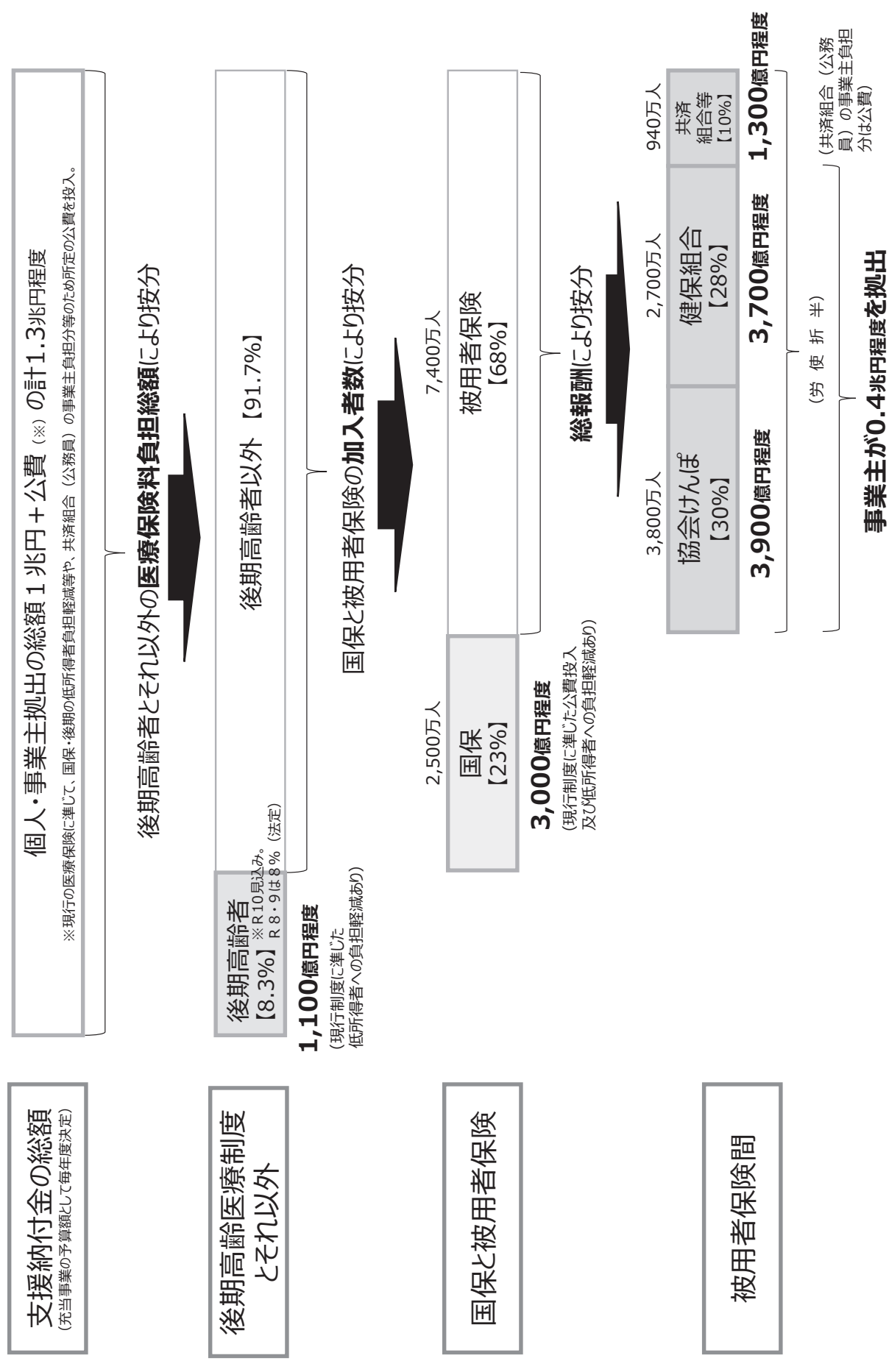
施行期日

令和8年4月1日（ただし、I 5・Ⅲ③は公布日、I 1③は令和8年10月1日、I 4（68万円へ引上げ）は令和9年9月1日、I 1④（企業規模要件）は令和9年10月1日、I 1④（賃金要件）・Ⅱ①は公布から3年以内の政令で定める日、I 4（71万円へ引上げ）は令和10年9月1日、I 3・Ⅲ①は令和10年4月1日、I 4（75万円へ引上げ）は令和11年9月1日、I 1②は令和11年10月1日、Ⅲ②は公布から4年以内の政令で定める日、Ⅲ②は公布から5年以内の政令で定める日）

このほか、遺族年金の受給要件に係る国民年金法附則第9条第1項のほか、同法、厚生年金保険法、協定実施特例法、確定給付企業年金法及び社会保険審査会法等について、令和2年改正法等で手当する必要があった規定の修正等を行う。

子ども・子育て支援納付金の按分(イメージ)

資料VI



日本商工会議所の「中小企業の賃金改定に関する調査」

- 正社員の「賃上げ額（月給）」は加重平均で11,074円、「賃上げ率」は4.03%。昨年対比では、0.41ポイントの増加。
- 20人以下の小規模企業では加重平均で9,568円、3.54%。昨年対比では、0.20ポイントの増加。
- 全体で4%を超えるなど、中小企業も賃上げに最大限努力。他方、小規模企業は全体と比較し賃上げ額・率ともに低位となっていることから、より重点的な支援が求められる。

※2024年4月と2025年4月時点の毎月決まって支払う賃金（家族手当、時間外手当等は含まない）を比較し、加重平均で算出。
対象は両期間に在籍している正社員で、雇用形態や労働時間が変更となった方は除く。（①ページ参照）

【賃上げ額・率（正社員） 全体集計、小規模企業集計】

2025年度調査				2024年度調査		
正社員 (月給)	賃上げ額 (加重平均)	賃上げ率 (加重平均)	昨年対比	正社員 (月給)	賃上げ額 (加重平均)	賃上げ率 (加重平均)
全体 (n=2,389)	11,074円	4.03%	0.41ポイント	全体 (n=1,586)	9,662円	3.62%
小規模企業 (20人以下) (n=1,111)	9,568円	3.54%	0.20ポイント	小規模企業 (20人以下) (n=709)	8,801円	3.34%

下請法の抜本改正の概要

背景・概要

- 近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。
- このため、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金の支払等の禁止、規制及び振興の対象となる取引への運送委託の追加等の措置を講ずるとともに、多段階の取引当事者が連携した取組等を支援し、価格転嫁・取引適正化を徹底していく。

1. 規制の見直し（下請代金支払遅延等防止法）

【規制内容の追加】

（1）協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【価格据え置き取引への対応】

- 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定を禁止。

（2）手形払等の禁止

- 対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止。
※手形払の禁止に伴い、割引困難な手形に係る規制を廃止。

【規制対象の追加】

（3）運送委託の対象取引への追加【物流問題への対応】

- 対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加。

（4）従業員基準の追加【適用基準の追加】

- 従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充。

【執行の強化等】

（5）面的執行の強化

- 関係行政機関による指導及び助言に係る規定、相互情報提供に係る規定等を新設。

※その他

- 製造委託の対象物品として、木型その他専ら物品の製造に用いる物品を追加。
- 書面等の交付義務において、承諾の有無にかかわらず、電磁的方法による提供を認容。
- 遅延利息の対象に、代金を減じた場合を追加。
- 既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備。

2. 振興の充実（下請中小企業振興法）

（1）多段階の事業者が連携した取組への支援

- 多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、二以上の取引段階にある事業者が作成する振興事業計画に対し、承認・支援できる旨を追加。

（2）適用対象の追加

- ①製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を対象取引に追加
②法人同士においても従業員数の大小関係がある場合を対象に追加。

（3）地方公共団体との連携強化

- 国及び地方公共団体が連携し、全国各地の事業者の振興に向けた取組を講じる旨の責務と、関係者が情報交換など密接な連携に努める旨を規定。

（4）主務大臣による執行強化

- 主務大臣による指導・助言をしたものの状況が改善されない事業者に対して、より具体的措置を示して改善を促すことができる旨を追加。

3. 「下請」等の用語の見直し（下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法等）

- 用語について、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「親事業者」を「委託事業者」等に改める。
- 題名について、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に、「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に改める。

施行期日

令和8年1月1日（ただし、一部の規定は本法律の公布の日から施行。）

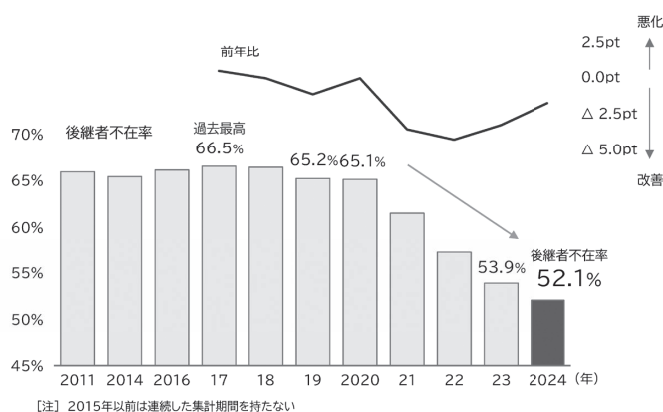
後継者「不在率」、過去最低の 52.1% 事業承継「脱ファミリー化」進む

跡継ぎ候補にベテラン志向「豊富な経験」後継者に求める傾向強まる

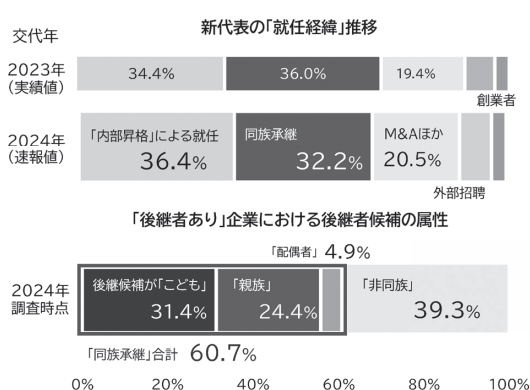
地域の経済や雇用を支える中小企業。しかし、近年は後継者が見つからないことで、事業が赤字でも廃業を選択する企業は多い。日本政策金融公庫が2023年に実施した調査では、60歳以上の代表者のうち60%超が将来的な廃業を予定していた。

足元では後継者問題が改善に向かっている。ただ、事業承継中に発生した想定外の事態などで事業承継が円滑に進まない事例もみられ、後継者「決定後」のサポートも欠かせない。

「後継者不在率」推移



新代表の就任経緯（交代年別） / 後継者候補



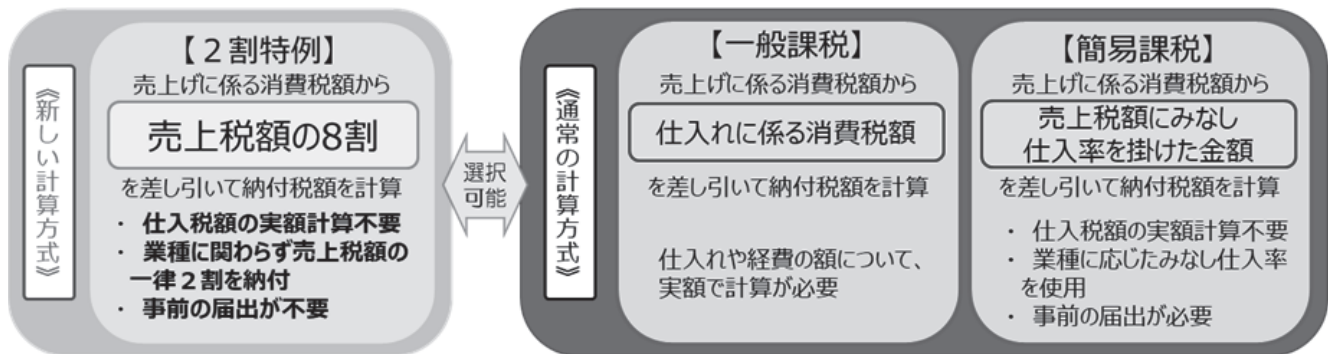
調査結果（要旨）

1. 2024 年の後継者不在率は 52.1% 調査開始以降で最低値も、改善ペースは鈍化傾向
2. 「50 代・60 代」で後継者不在率が悪化 「80 代以上」は全年代で最低
3. 「三重県」34.1%、4 年連続で全国最低水準 「秋田県」72.3%で全国最高水準
4. 事業承継で「脱ファミリー化」が加速、後継候補に「ベテラン」求める志向が強まる

インボイス特例の概要

- (1) インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、仕入税額控除の金額を、特別控除税額(課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の100分の80に相当する金額)とすることができます(いわゆる2割特例)(28改正法附則51の2①②)。

【計算イメージ】



- (2) 2割特例は、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方が対象です。
したがって、基準期間における課税売上高が1千万円を超える事業者の方、資本金1千万円以上の新設法人、調整対象固定資産や高額特定資産を取得して仕入税額控除を行った事業者の方等、インボイス発行事業者の登録と関係なく事業者免税点制度の適用を受けないこととなる場合や、課税期間を1カ月又は3カ月に短縮する特例の適用を受ける場合などについては、2割特例の対象とはなりません。
- (注1) 「基準期間」とは、個人事業者の場合はその年の前々年、事業年度が1年である法人の場合はその事業年度の前々事業年度のことをいいます。
- (注2) 「事業者免税点制度」とは、基準期間における課税売上高が1千万円以下であることにより事業者の納税義務が免除される制度のことをいいます(消法9①)。これにより、納税義務が免除される事業者を免税事業者といいます。
- (3) 2割特例を適用できる期間は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間となります。

「地方創生2.0基本構想」(概要)

資料Ⅺ

【地方創生をめぐる現状認識】

1.人口・東京一極集中の状況	2.地域経済の状況
3.地方創生をめぐる社会情勢の変化	4.これまでの地方創生10年の成果と反省
○厳しさ ・地方の人手不足の一層の進行 ・若者や女性の地方離れ など	○成果 ・人口減少問題への対処開始、地方移住への関心の高まり など
○追い風 ・インバウンドの増加 ・リモートワークの普及 ・AI・デジタルなどの急速な進化・発展 など	○反省 ・人口減少を受け止めた上での対応、若者や女性の流出要因へのリーチ、国と地方の役割の検討（人手不足と東京への集中）、地域のステークホルダーが一体となった取組の不足 など

【地方創生2.0の起動】

1. 目指す姿

＝「強い」経済と「豊かな」生活環境の基盤に支えられる多様性の好循環が「新しい日本・楽しい日本」を創る

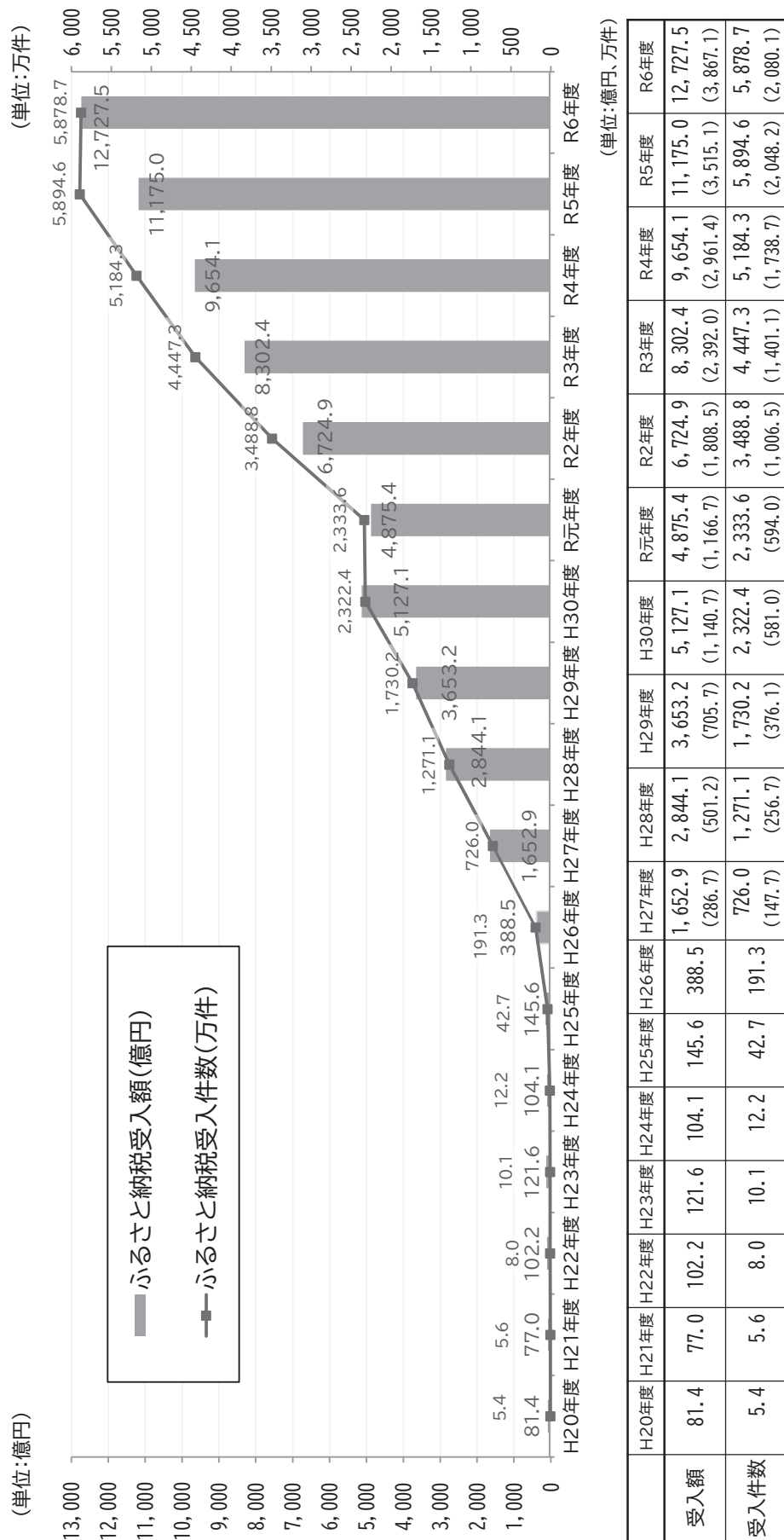
①「強い」経済	②「豊かな」生活環境	③「新しい日本・楽しい日本」
・ 自立的で持続的に成長する「稼げる」経済の創出により、新たな人を呼び込み、強い地方経済を創出	・ 生きがいを持って働き、安心して暮らし続けられる生活環境を構築し、地方に新たな魅力と活力を創出	・ 若者や女性にも選ばれる地方、誰もが安心して暮らし続けられ、一人一人が幸せを実感できる地方を創出

目指す姿を定量的に提示

就業者1人当たり年間付加価値 労働生産性を東京圏と同水準に	地域の買物環境の維持・向上を 図る市町村の割合を10割に	魅力的な環境整備により、地方への 若者の流れを2倍に
など3つの目標	など5つの目標	など3つの目標
関係人口を実人数1,000万人、 延べ人数1億人創出	AIやデジタルを活用し、地域課題の解決を図る 市町村の割合を10割に	など3つの目標

ふるさと納税の受入額及び受入件数の推移(全国計)

- ふるさと納税の受入額及び受入件数(全国計)の推移は、下記のとおり。
- 令和6年度の実績は、約1兆2,728億円(対前年度比:約1.1倍)、約5,879万件(同:約1.0倍)。

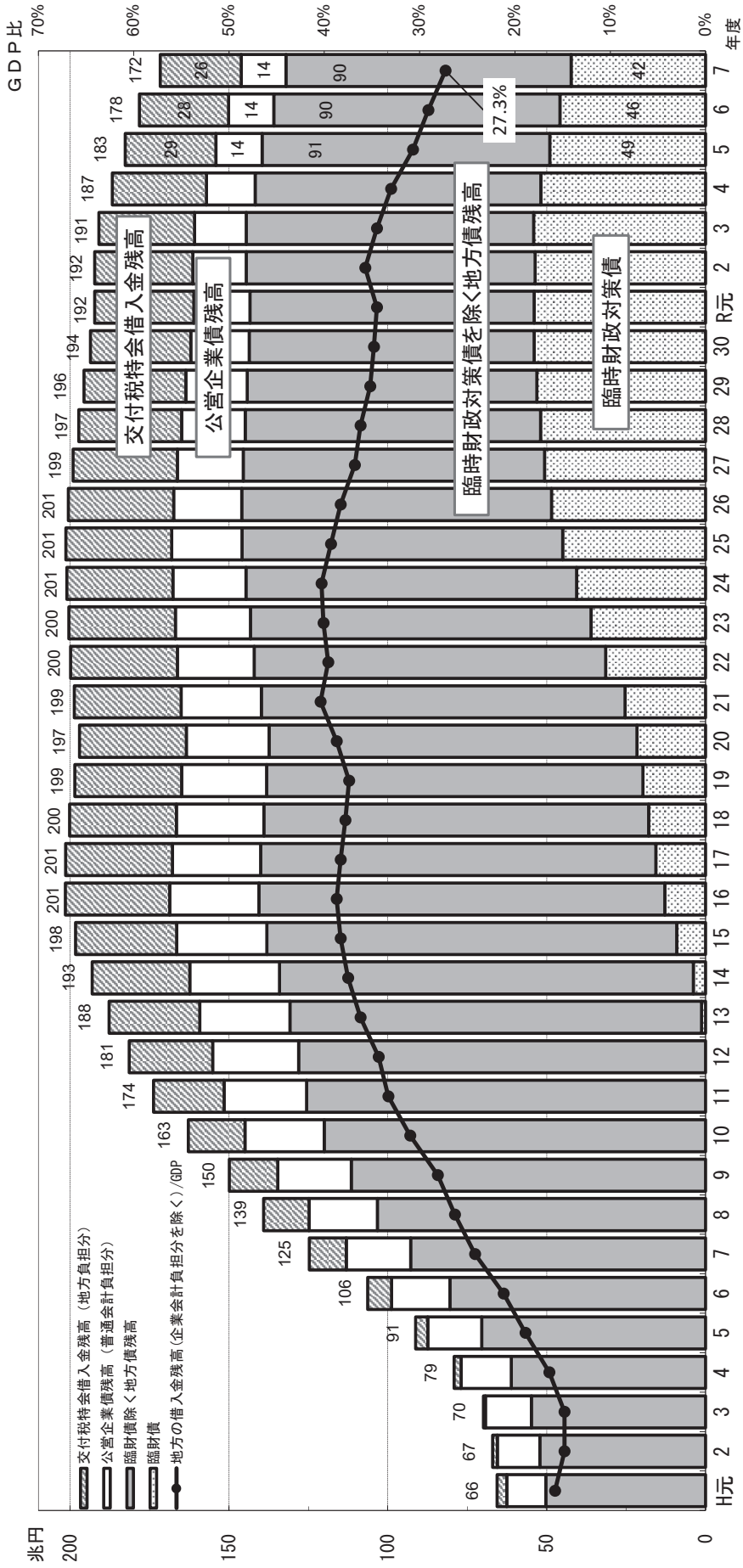


※ 受入額及び受入件数については、地方団体が個人から受領した寄附金を計上している。

※ 平成23年東北地方太平洋沖地震に係る義援金等については、含まれないものもある。

※ 表中()内の数値は、ふるさと納税ワンストップ特例制度の利用実績である。

地方財政の借入金残高の状況



※1 地方の借入金残高は、令和5年度までは決算ベース、令和6年度及び令和7年度は地方財政計画（令和7年度は政府予算案等の国会修正を反映）等に基づく見込み。

※2 GDPは、令和5年度までは実績値、令和6年度は実績見込み、令和7年度は政府見通しによる。

※3 表示未満は四捨五入をしている。

(参考) 公営企業債残高 (企業会計負担分) の状況

(単位：兆円)

年度	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
公営企業債残高	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	26	24	24	24	23	22	21	21	21	21	21	21